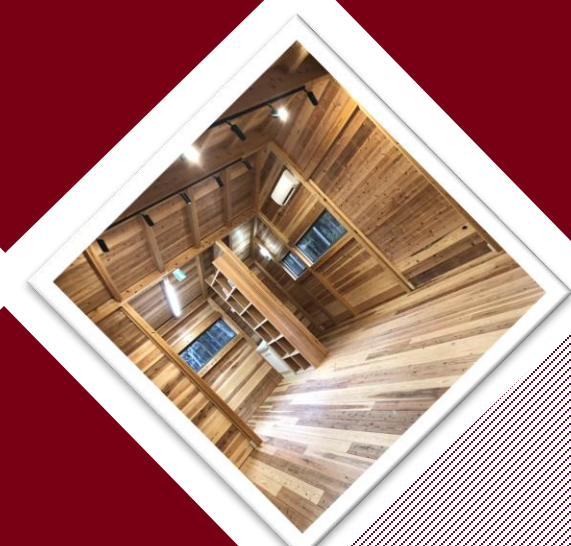
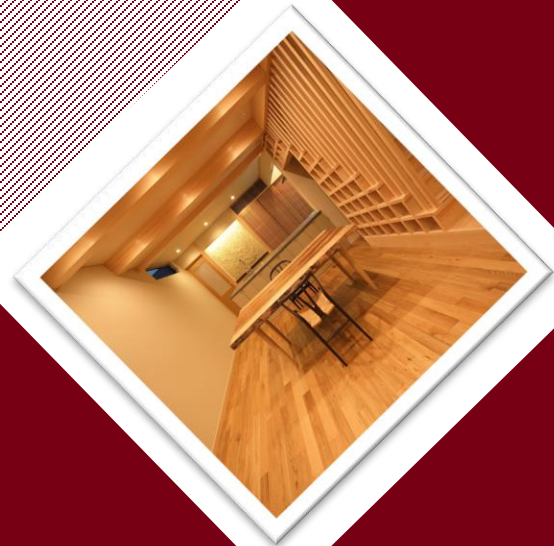


ひろがる京の木整備事業 (建物型)



撮影 岡田大次郎



説明内容

1. 実施要領の改正について
2. 建物型の事業内容
3. 各書類の注意事項
4. 改正に係る留意事項
5. お問い合わせ及び書類提出先

1

実施要領の改正
について

実施要領の改正等について

令和5年6月6日に

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施要領

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）実施要領

を改正しました



【主な改正点：4点】

- ① SCグループにより調達された木材を使用した場合の加算を追加
- ② （住宅タイプのみ）横架材に府内産木材を使用した場合の加算を追加
- ③ 普及啓発の方法を住宅・非住宅タイプで統一
- ④ 様式の変更等
 - ▶加算を使用する場合の新様式（補助額計算書・SCグループ調達計画書等）を追加
 - ▶ジョイント計画書を事業申込書へ集約
 - ▶ジョイント実績報告書を事業実施報告書へ集約 等

2

事業内容

事業内容 ①

[内容]

住宅タイプ：住宅などの新築、増改築、修繕、内装工事において、京都府産木材を利用した建築物の木造化や木質化を支援

非住宅タイプ：商業施設や福祉施設などの住宅以外の民間施設において、京都府産木材を利用した木造化・木質化を支援

	住宅タイプ	非住宅タイプ
補助対象者	緑の工務店 特定事業者※	施主 (補助対象施設を整備する方)
補助対象建築物	住宅 (府内・府外)	民間の住宅以外の建築物 (府内・府外)
補助対象経費	京都府産木材の購入費	

※特定事業者について

建設業法第3条第1項の規定による建設業許可を受けていない場合は、緑の工務店への登録ができないため、特定事業者の要件（実施要領第2（7））を満たしている必要があります。

事業内容 ②

[補助率等]

補助対象木材等※1	木材・製品購入費の補助率	
	住宅タイプ	非住宅タイプ
京都の木証明書が発行された木材	10%以内 (上限額: 6万円/m ³) ※2	20%以内 (上限額: 60万円/m ³) ※2
ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書 が発行された木材	15%以内 (上限額: 9万円/m ³) ※2	30%以内 (上限額: 90万円/m ³) ※2
北山丸太製品・京銘竹製品	50%以内 (上限額: 4万円)	

1 申請当たりの補助額の上限
1, 000万円

※1 補助の対象となる木材には、製材品のほか合板、集成材等の製品も含まれます

※2 1m³当たりの上限の適用を受ける場合

▶住宅タイプ: 1申請あたりの京都府産木材の購入単価が60万円/m³を超える場合

▶非住宅タイプ: 1申請あたりの京都府産木材の購入単価が300万円/m³を超える場合

事業内容 ③

[補助率（住宅タイプ・非住宅タイプ加算分）]

- ▶京の木流通モデル構築支援事業により事業計画が承認された木材の生産、加工、利用するグループ（SCグループ）により調達された木材の場合、



補助率に『5%』が加算されます！

[住宅] ウッドマイルージ CO₂京都の木認証材：15% → **20%** 京都の木証明材：10% → **15%**
[非住宅] ウッドマイルージ CO₂京都の木認証材：30% → **35%** 京都の木証明材：20% → **25%**



加算を利用する場合は、事業申込書及び交付申請書に「**補助額等計算書**」を添付してください。



加算を利用する場合は、申込書に「**SCグループ調達計画書**」、交付申請書に「**SCグループ調達実績報告書**」を添付してください。

事業内容 ③

[補助率（住宅タイプ・非住宅タイプ加算分）]

(参考) ～京の木流通モデル構築支援事業～

川上から川下をつなぐ新たなサプライチェーンの構築のための取組を支援

- ・ 事業実施主体：京都府産木材の生産、加工・流通及び利用に係る事業者により構成され、新たな需給体制の構築を行うため、事前に知事の承認を受けたグループ（「SCグループ」）
- ・ 要件：川上から川下までの事業者が、SCグループを形成すること等
- ・ 補助金額：1グループ当たり、5,000千円以内
- ・ 補助対象経費：グループ内での木材の需給情報を共有するための以下の取組に係る経費
 - (1)情報を共有する体制の検討
 - (2)インターネット等を活用した情報共有の体制づくりと運用



京の木流通モデル構築支援事業

検 索



事業内容 ③

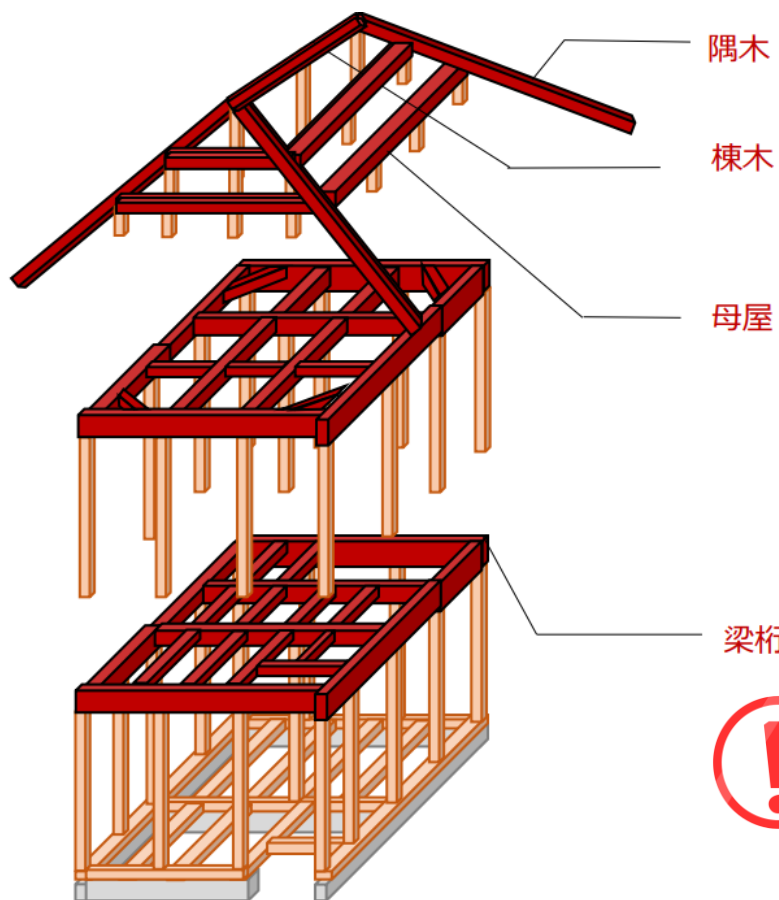
[補助率（住宅タイプ加算分）]

▶ 横架材（対象部材：梁・桁・母屋・棟木・隅木） に府内産木材を使用した場合は、



対象製品の購入費に『15%』加算されます！

ウッドマレージCO₂京都の木認証材：15% → 30% 京都の木証明材：10% → 25%



着色している部材が加算対象です



加算を利用する場合は、事業申込書及び交付申請書に「補助額等計算書」を添付してください。

事業内容 ③

[補助率（住宅タイプ加算分）]

注意！



京都の木証明書又はウッドマイレージCO₂京都の木認証書の「品名」欄に、**対象部材の記載**があるものを必ず提出してください。

注意！



【様式8付】

発行番号 00座-000

京都府産木材明細書

品名	樹種	数量	規格(mm)			材積 (m ³)	納材業者	木材の用途
			幅	横	長さ			
梁桁	スギ	4	120	240	3000	0.3456	〇〇	××
	スギ	4	120	240	3000	0.3456	〇〇	××
母屋	スギ	8	120	120	4000	0.4608	〇〇	××

不可



事業内容 ③

[補助率（非住宅タイプ加算分）]

▶ CLT等新技术を用いた府内産木材を使用した場合、

対象製品の購入費に20%が加算されます！

ウッドマイルージ CO₂京都の木認証材：30% → **50%** 京都の木証明材：20% → **40%**

CLT等新技术の対象となる木材

①CLT（直交集成板）

：日本農林規格等に関する法律第3条により制定された規格のうち、直交集成板として適用された木材

②耐火集成材

：耐火性能を持たせた集成材で、建築基準法第2条第1項第7号（耐火構造）及び第7の2号（準耐火構造）に基づく国土交通大臣からの認定を受けたもの

③大断面集成材

：日本農林規格等に関する法律第3条により制定された規格のうち、集成材として適用された木材で、大断面集成材と定義されるもの（短辺が15cm以上、断面積が300cm²以上の構造用集成材）



加算を利用する場合は、事業申込書及び交付申請書に「補助額等計算書」を添付してください。

事業内容 ③

[補助率の考え方 (例)]

▶住宅タイプ

ウッドマイレージCO2京都の木認証材がSCグループにより調達され、木材の中に横架材がある場合

横架材：従来の補助率15% + 加算分20% (5+15) → 合計補助率35%
横架材以外：従来の補助率15% + 加算分5% → 合計補助率20%



▶非住宅タイプ

ウッドマイレージCO2京都の木認証材がSCグループにより調達され、木材の中に新技術を用いた木材がある場合

大断面集成材：従来の補助率30% + 加算分25% (5+20) → 合計補助率55%
上記以外：従来の補助率30% + 加算分5% → 合計補助率35%



それぞれの加算は併用可能です

※北山丸太製品・京銘竹製品については加算は適用されません

事業の流れ ①

【受付期間】（建物型共通）

事業申込書

令和5年12月28日まで

令和6年2月1日から3月31日まで

交付申請書

令和6年2月28日まで

【交付申請について】（建物型共通）

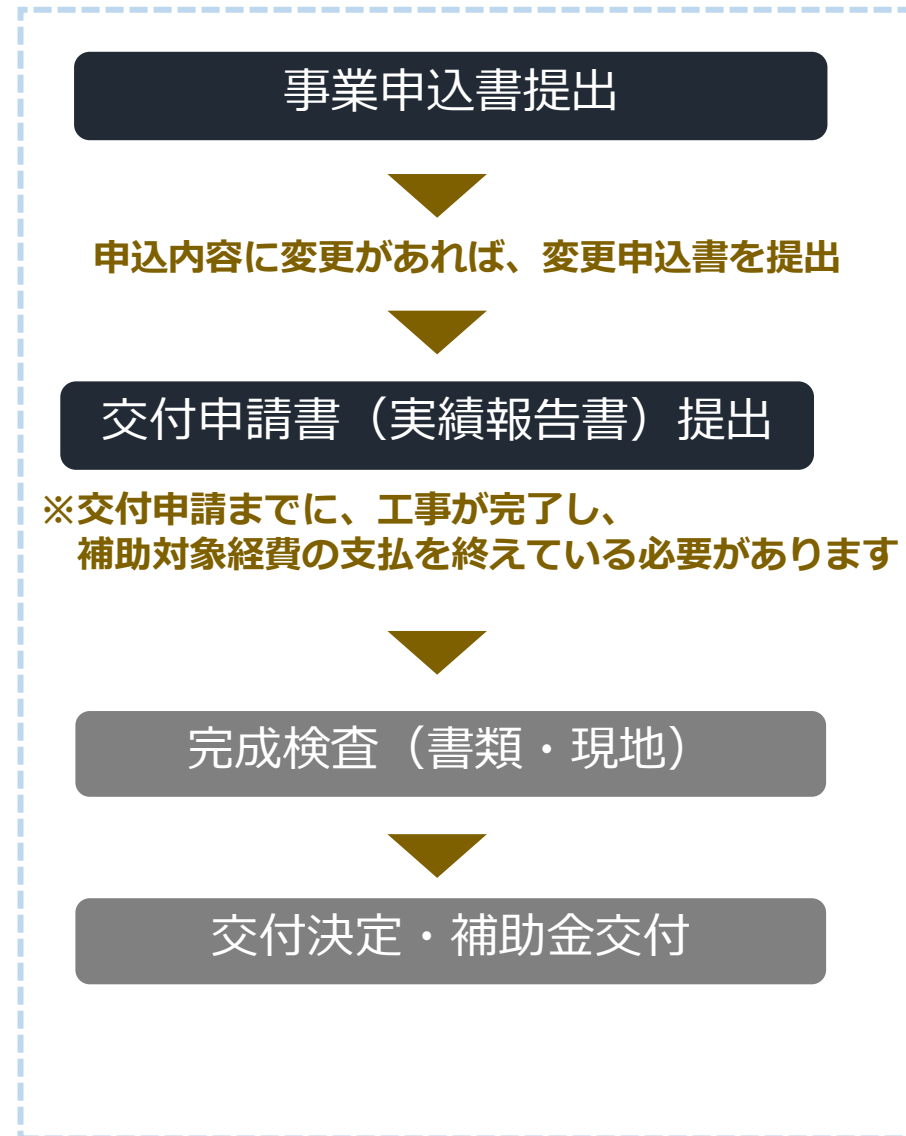
申込書の受付後2ヶ月以降から申請可能

住宅タイプ

- ・補助対象建築物の工事完了後1年以内

非住宅タイプ

- ・補助対象建築物の工事完了後1年以内
 - ・申込年度かその翌年度内
- 以上のどちらの条件にも合う期間内



提出書類

【添付書類】(建物型共通)

事業申込書 (※)

- ・施設の所在地を示した位置図

(加算がある場合)

- ・補助額等計算書
- ・SCグループ調達計画書

交付申請書 (※)

- ・事業実施報告書 (※)
- ・京都の木証明書 (写し) 又は
ウッドマイレージCO₂京都の木認証書 (写し)
- ・施工状況及び普及啓発状況が分かる資料
- ・京都府産木材の納品書、それぞれの木材の金額がわかる明細書及び領収書の写し

(加算がある場合)

- ・補助額等計算書
- ・SCグループ調達実績報告書

※は実施要領に定められた様式

住宅タイプは追加で提出

- ・北山丸太・京銘竹製品に関する確認書類
(北山丸太・京銘竹製品を使用した場合のみ)
- ・府内産木材等使用確認書 (※)

※以下は特定事業者が申請する場合に追加

- ・府税の納税証明書
(府税の滞納のないことの証明)
- ・誓約書 (※)

非住宅タイプは追加で提出

- ・申請しようとする施設の完成図面
(京都府産木材を使用した箇所を明示したもの)
- ・府税の納税証明書
(府税の滞納のないことの証明)
- ・CLT等の製品の内容、購入金額が確認できる
資料と施工状況の写真
- ・誓約書 (※)

事業内容④

[対象建築物の要件] (建物型共通)

- ・ 仮設でない
- ・ 宗教活動や政治活動に用いるものでない
- ・ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」で規定する店舗型性風俗特殊営業等に用いるものでない
- ・ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある者が所有、整備するものでない
- ・ 工事施工者がジョイントにより木造化・木質化工事を施工した施設
※府内産木材を購入するために工事施工者が木材加工業者又は流通業者と連携を組むこと

[補助の要件] (建物型共通)

- ・ 補助対象木材等の購入費について他に補助金の交付を受けていないこと
- ・ 対象建築物の木造化・木質化に係る工事の施工者は、緑の工務店に登録されていること
【非住宅タイプのみ】

事業内容④

[補助の要件]

交付対象建築物について、府内産木材等の普及・啓発の取組を行うこと

- ・ 自社のHPへ掲載
- ・ 見学会等の開催
- ・ チラシの配布
- ・ 建設期間中に標識等を設置 等



交付申請書に普及啓発の取組を行ったことがわかる資料を添付してください。

[添付資料の例]

自社のHPの内容を印刷したもの、見学会等の状況写真、配布した資料
工事施工中の標識の設置状況がわかる写真 等

3

各書類の注意事項

各書類の注意事項 ①

【様式のダウンロードについて】

京都府森林・木材振興課 木材課
〒615-8502 075-944-5000

随時更新します

・様式

様式のダウンロードはこちらから EXCEL [数式入力ver \(エクセル：143KB\)](#)

[数式なしver \(エクセル：136KB\)](#)

[PDF \(PDF：318KB\)](#)

※令和5年6月6日以降に提出される資料については、こちらの様式をご利用ください。

申請・届の種類	各種様式・添付書類
事業 申込書	(1)事業申込書 第1号様式 加算がある場合 (2)補助額計算書 (3)SCグループ調達計画書(SCグループの加算がある場合)
辞退届	辞退届 第2号様式
交付 申請書	(1)交付申請書 第3号様式 (2)事業実施報告書 第4号様式 (3)京都の木証明書又はウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書の写し (4)施工状況の写真及び普及啓発状況がわかる資料 (5)府内産木材の納品書、それぞれの木材の金額がわかる明細書及び領収書の写し

各書類の注意事項 ①

【申込書】

別記第1号様式（第6、第7関係）

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）事業（変更）申込書

年 月 日

京都府知事 様

所在地〒

（住宅タイプ）
緑の工務店欄を追加しました

名称
(緑の工務店登録番号)

代表者氏名
連絡先（電話）

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施要領第6（第7）の規定により、事業（変更）申込書を提出します。

記

- 1 工事の区分 新築 ・ 増改築等
- 2 交付対象建築物に関する事項

ジョイント計画書を申込書に集約しました

建築物の所在地	
(予定) 工期	～
ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書が発行された木材使用予定量	m ³
京都の木証明書が発行された木材使用予定量	m ³
ジョイント計画 府内産木材の納材業者	(取扱事業者認定番号：) (認証機関登録事業者番号：)

各書類の注意事項 ①

【申込書】

5 交付申請予定等

加算を受けない場合はこちらに
チェックしてください

加算を受ける場合はこちらに
チェックしてください

補助額計算書を作成し、
補助額計算書で計算した金額を
記入してください

交付申請予定額	<input type="checkbox"/> 補助額の加算がない場合 ① ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書が発行された木材 $\text{円} \times 0.15 = 0$ (上限額：1 m ³ あたり90,000円) ② 京都の木証明書が発行された木材 $\text{円} \times 0.1 = 0$ (上限額：1 m ³ あたり60,000円) ③ 北山丸太製品・京銘竹製品 $\text{円} \times 0.5 = 0$ (上限額：40,000円) 計 0 (千円未満切捨)
	<input type="checkbox"/> 補助額の加算がある場合 ① ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書が発行された木材 (詳細は別添補助額計算書) 0 (上限額：1 m ³ あたり90,000円) ② 京都の木証明書が発行された木材 (詳細は別添補助額計算書) 0 (上限額：1 m ³ あたり60,000円) ③ 北山丸太製品・京銘竹製品 $\text{円} \times 0.5 = 0$ (上限額：40,000円) 計 0 (千円未満切捨)
交付申請予定時期	～

6 他の補助金等に関する確認

本補助金以外の府内産木材等の使用に係る補助金等の受給の有無	有 ・ 無
	(有の場合) 事業名：

各書類の注意事項②

【事業実施報告書】

第4号様式（第8関係）

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）事業実施報告書

年 月 日

京都府知事 様

所在地〒

（住宅タイプ）
緑の工務店欄を追加しました

名称

（緑の工務店登録番号

代表者氏名

連絡先（電話）

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施要領第9の規定により、事業実施報告書を提出します。

記

ジョイント実績報告書を事業実施報告書に集約しました

- 1 工事の区分 新築 ・ 増改築等
- 2 交付対象建築物に関する事項

建築物の所在地	
工 期	～
ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書を受けた木材使用量	m ³
京都の木証明書を受けた木材使用量	m ³
ジョイント実績報告 府内産木材の納材業者	(取扱事業体認定番号：) (認証機関登録事業体番号：)

各書類の注意事項 ②

【事業実施報告書】

加算を受けない場合はこちらに
チェックしてください

加算を受ける場合はこちらに
チェックしてください

補助額計算書を作成し、
補助額計算書で計算した金額を
記入してください

交付申請額	<input type="checkbox"/> 補助額の加算がない場合 ① ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書が発行された木材 $\text{円} \times 0.15 = 0$ (上限額：1 m ³ あたり90,000円) ② 京都の木証明書が発行された木材 $\text{円} \times 0.1 = 0$ (上限額：1 m ³ あたり60,000円) ③ 北山丸太製品・京銘竹製品 $\text{円} \times 0.5 = 0$ (上限額：40,000円) 計 0 (千円未満切捨)
	<input type="checkbox"/> 補助額の加算がある場合 ① ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書が発行された木材 (詳細は別添補助額計算書) 0 (上限額：1 m ³ あたり90,000円) ② 京都の木証明書が発行された木材 (詳細は別添補助額計算書) 0 (上限額：1 m ³ あたり60,000円) ③ 北山丸太製品・京銘竹製品 $\text{円} \times 0.5 = 0$ (上限額：40,000円) 計 0 (千円未満切捨)

3 建築物の取得者等

建築物取得予定者 又は建築物所有者 <small>(建売住宅の場合は不要)</small>	氏名	
	現住所	

各書類の注意事項 ③

【補助額計算書】

任意の様式を使用される場合は、参考様式の記載内容と同程度又はそれ以上の内容を記入してください

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）補助額等計算書

※参考様式

補助額合計（1,000円未満切り捨て）

311,000円 材積： 11.58m³

小計 311,225円

ウッド・マイルージ`C02京都の木認証木材の補助額： (上限金額：90,000/m ³)	197,885円 (321,300円)	材積： 3.57m ³
京都の木証明木材の補助額： (上限金額：60,000/m ³)	113,340円 (480,600円)	材積： 8.01m ³
うち加算（計画承認SCグループ内での調達に係る補助額）：	73,695円	材積： 11.58m ³
うち加算（横架材利用に係る補助額）：	64,895円	材積： 4.89m ³

部材名・寸法・通し番号等を記入し、
・補助額等計算書
・証明書or認証書
・伝票
が突合できるように記載してください

住宅：横架材
非住宅：直行集成材、耐火集成材、大断面集成材の場合、○を選択

※SCグループ内での調達の有無：			有	該当項目選択				
補助対象木材 部材名等	材積 (m ³)	購入金額 (税抜) (円)	追加経費 (プレカット 加工費、運賃 等) (税抜) (円)	ウッド・マイルージ`C02京都の木認証 ／京都の木証明	横架材	補助率 (%)	控除額 (値引き 等) (円)	補助額 (円)
a	1.23	400,000	20,000	ウッド・マイルージ`C02京都の木認証木材	○	35	200	146,930
b	2.34	300,000	40,000	ウッド・マイルージ`C02京都の木認証木材		15	300	50,955
c	3.45	200,000	10,000	京都の木証明木材	○	30	500	62,850
d	4.56	500,000	5,000	京都の木証明木材		10	100	50,490

青色セルに入力すると、自動計算されます

各書類の注意事項 ④

【SCグループ調達計画書】

任意の様式を使用される場合は、参考様式の記載内容と同程度又はそれ以上の内容を記入してください

SCグループ承認通知に記載されている内容を記入してください

SCグループ事業実施計画の承認通知に記載されている内容を記入してください

SCグループ内の複数の事業者から調達している場合は、全ての事業者名を記入してください

1 京の木流通モデル構築支援事業によるSCグループ承認日等

承認日 ()

SCグループ名 ()

SCグループ承認番号 ()

有効期間の末日 ()

※参考様式

2 京の木流通モデル構築支援事業による事業実施計画承認日等

承認日 ()

承認番号 ()

3 SCグループによる建築物用木材の調達計画

①木材生産

上記SCグループ構成員のうち

林業事業者等の名称



②木材加工

上記SCグループ構成員のうち

木材加工業者の名称



③施工

上記SCグループ構成員のうち

緑の工務店等の名称

SCグループから調達する府内産木材のうち、補助対象建築物に使用予定の材積

m³

※製材品の材積

各書類の注意事項 ④

【SCグループ調達実績報告書】

任意の様式を使用される場合は、参考様式の記載内容と同程度又はそれ以上の内容を記入してください

SCグループ承認通知に記載されている内容を記入してください

SCグループ事業実施計画の承認通知に記載されている内容を記入してください

聞き取り等により①で記載した事業体から調達した原木材積を記入してください
(①原木の材積 \geq 製材品の材積 \geq 証明書・認証書の合計材積)

SCグループ内の複数の事業体から調達している場合は、全ての事業体名を記入してください

1 京の木流通モデル構築支援事業によるSCグループ承認日・承認番号

承認日 ()

SCグループ名 ()

SCグループ承認番号 ()

有効期間の末日 ()

※参考様式

2 京の木流通モデル構築支援事業による事業実施計画承認日等

承認日 ()

承認番号 ()

3 SCグループによる建築物用木材の調達実績

①木材生産

上記SCグループ構成員のうち

林業事業体等の名称	
-----------	--

当該建築物用に調達した材積 () m³ ※原木の材積

②木材加工

上記SCグループ構成員のうち

木材加工業者の名称	
-----------	--

当該建物用に加工した材積 () m³ ※製材品の材積

③施工

上記SCグループ構成員のうち

緑の工務店等の名称	
-----------	--

各書類の注意事項 ⑤

【報告写真の撮影方法について】

(建物型共通内容)

完成後に隠れてしまう木材は、検査時に確認できませんので、必ず写真を撮影してください。

(注) 89 mm 以上



(注) 部材毎に写真を撮影・提出してください

(注) 黒板等も入れて撮影

工事名	●●様邸新築工事
位置	●●市▲▼町◆番地
撮影月日	令和●年●月●日
管柱	
施工者	●●工務店

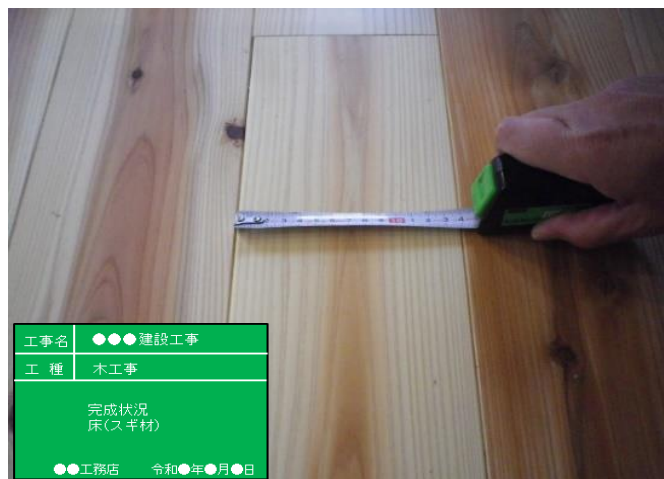
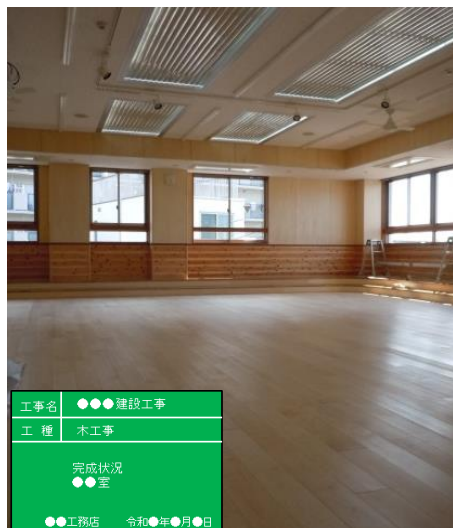
(注) 127mm以上

各書類の注意事項 ⑥

【報告写真の提出方法について】

(建物型共通内容)

A4用紙にカラー印刷、もしくは貼付されたものを提出してください



各書類の注意事項 ⑦

【伝票について】（建物型共通内容）

交付申請書の添付書類として、『納品書、明細書及び領収書』の写しなど、対象木材に係る支払いが確認できる書類の提出が必要



以下の経費も補助対象経費に含めることができます。

- ・ 府内産木材のプレカット加工賃（現場での加工や塗装等は不可）
- ・ 工事現場着の輸送費

ただし、補助対象木材以外の木材も同時に加工・輸送する場合は、補助対象木材に係る加工賃・輸送費の算出が必要です。



値引きは補助対象木材に係る値引き額を購入費から差し引く必要があります。ただし、補助対象木材以外の木材や資材も含めて値引きされている場合は、値引率や経費で按分するなど、補助対象木材に係る値引きの額の算出が必要です。

また、複数の取引を一度に行い相殺する形で支払う場合、

取引の金額が確認できる書類（例 内訳を記載した請求明細書や支払通知書等）を提出してください。書類をご準備いただけない場合は、**値引きとして振込額をもとに補助対象経費を算出**する必要があります。

4

改正に係る留意事項

改正に係る留意事項

【要領改正に係る適用時期について】

- ▶令和5年度分の補助金（=令和5年4月1日以降の申込み）から適用
- ▶横架材の加算については、木材の納品日が令和5年4月1日以降のものに適用
- ▶SCグループの加算については、木材の納品日が流通モデル要領第7に規定する事業計画の承認日以降のものに適用
- ▶令和5年6月6日以降の申込み及び交付申請については、改正後の様式を使用してください

5

お問い合わせ
及び
書類提出先

補助を受けようとする建築物の所在地によって窓口が異なりますのでご注意ください

窓口	窓口の所在地	所管区域（補助対象建築物の所在地）
京都府山城広域振興局 林業振興係 (☎0774-21-3450)	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、 木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、 笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府南丹広域振興局 林業振興係 (☎0771-22-1017)	〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1	亀岡市、南丹市、京丹波町
京都府中丹広域振興局 林業振興係 (☎0773-62-2586)	〒625-0036 舞鶴市字浜2020	福知山市、舞鶴市、綾部市
京都府丹後広域振興局 林業振興係 (☎0772-62-4306)	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
京都府京都林務事務所 林務課 (☎075-451-5724)	〒602-0915 京都市上京区中立売通小川東入 三丁町449	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
京都府農林水産部 林業振興課木材利用促進係 (☎075-414-5011)	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町	京都府外